

うきは市告示第149号

令和3年第5回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和3年11月24日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和3年12月3日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

組坂 公明君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懐 和明君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

伊藤 善康君

櫛川 正男君

佐藤 裕宣君

中野 義信君

○12月6日に応招した議員

○12月7日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和3年12月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年12月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第59号から議案第71号まで13件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第60号 令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第61号 令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第62号 令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第63号 令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第64号 令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第70号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第59号から議案第71号まで13件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第60号 令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第61号 令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第62号 令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第63号 令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第64号 令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第70号 うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（13名）

2番	組坂	公明君	3番	野鶴	修君
4番	竹永	茂美君	5番	岩淵	和明君
6番	鎌水	英一君	7番	熊懷	和明君
8番	佐藤	湛陽君	9番	上野	恭子君
10番	江藤	芳光君	11番	伊藤	善康君
12番	櫛川	正男君	13番	佐藤	裕宣君
14番	中野	義信君			

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局 長	高瀬	将嗣君	記録係長	宮崎	恵君
記録係	加藤	裕介君			

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木	典雄君	副市長	重松	邦英君
教育長	麻生	秀喜君	市長公室長	中野	昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長				吉松	浩君
監査委員事務局長	佐藤	重信君	会計管理者	松岡	美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長				江藤	良隆君
企画財政課長	山崎	秀幸君			
税務課長兼徴収対策室長				大石	恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長				石井	良忠君
保健課長	末次	ヒトミ君	福祉事務所長	浦	聖子君
住環境建設課長	村岡	薫君	都市計画準備課長	緒方	寧君
水資源対策室長	瀧内	宏治君			
うきはブランド推進課長				樋口	秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長				石井	太君

学校教育課長 井上 理恵君 生涯学習課長 石井 孝幸君
自動車学校長 高木 慎君 総務法制係長 宮崎 哲工君
財政係長 竹上 欣宏君

午前9時00分開会

- 事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。
- 議長（中野 義信君） ただいまから令和3年第5回うきは市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（中野 義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に4番、竹永茂美議員、5番、岩淵和明議員を指名します。
-

日程第2. 会期の決定

- 議長（中野 義信君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月3日から12月15日までの13日間と
したいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月3日から12月
15日までの13日間と決定いたしました。
-

日程第3. 諸報告

- 議長（中野 義信君） 日程第3、諸報告を行います。
議長より諸般の報告を行います。
お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧ください。
10月14日、第130回福岡県南市議会議長会が書面開催されました。
以下、各会議等が開催されておりますので、報告しておきます。
なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。
- 市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と
御協力をいただいておりますことに、まずもってお礼を申し上げます。

本12月定例会は、条例の制定、改正や補正予算などに関して御審議をお願いするわけであり
ますが、9月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料
の配付に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 義信君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（中野 義信君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第59号から議案第71号まで13件を上程いたします。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和3年第5回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、
議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し
上げます。

早いもので、今年も師走となりました。議員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい状況
かと思えます。振り返りますと、今年新型コロナウイルス感染症に関する対応や対策に注力し
た年となりました。我が国におきましては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、
令和3年12月1日時点で172万7,082人が感染し、1万8,361人の方がお亡くなりにな
られております。福岡県では、感染者7万4,618人、死亡者624人となっております。
うきは市におきましては、これまで161人の感染者が確認されておりますが、令和3年9月
27日以降、新たな感染者は発生しておりません。

ワクチン接種に関しましては、浮羽医師会等の御協力の下、令和3年5月16日から接種を開
始いたしまして、12月1日時点で、うきは市民全体では1回目接種率が77.04%、2回目
接種率が74.74%となっております。また、ワクチン接種は2回接種した場合でも時間の経
過とともに有効性が低下することが報告されていることから、3回目接種となる追加接種を実施
することとなりました。追加接種を受けられる方は、2回目接種を終了した日から原則8か月以
上経過した18歳以上の方となっております、うきは市におきましては、令和3年11月19日に先
行接種をしていた医療従事者等への接種券の発送を行ったところであります。今後、順次接種時
期となるタイミングの方に対し、接種券の発送を行う予定であります。今後も引き続き、市民の
皆様のワクチン接種が円滑に進むよう、最大限の取組に努めてまいります。

さて、日本の経済に関してであります、内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにする

ために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。11月15日に発表された令和3年7月期から9月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は、前期比マイナス0.8%、年率に換算しますとマイナス3.0%となり、2四半期ぶりのマイナス成長となっております。新型コロナウイルスの第5波による緊急事態宣言が出されたこと、世界的な半導体不足などで自動車生産が停滞したことなどが影響したものと見られております。

また、内閣府が11月25日に発表した現状の景気に関する政府の公式見解である月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さが見られる。先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種施策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしております。

このような経済状況を踏まえ、政府は11月19日の臨時閣議で、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を決定いたしました。これによりますと、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活、暮らしの支援のうち、生活、暮らしへの支援としまして、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の給付、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当を給付、厳しい状況にある学生等の学びを継続するための緊急給付金の支給。また、事業者への支援としましては、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅、中小、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、来年3月までの事業継続の見通しを立てられるよう、事業規模に応じた給付金の支給等が予定されております。

うきは市としましては、政府の動向を注視しながら、市民の皆さんや市内事業者などに対する事業を引き続き行ってまいります。これらの取組の実現に当たりましては、議会との連携が重要でございますので、議員の皆様のご理解、御協力を賜りながら事業の推進を図る所存でございますので、引き続き、よろしくお願いを申し上げます。

これから年末年始を迎えるに当たり、議員の皆様におかれましては、何かと用務が重なり、公私とも多忙な毎日になるかと思いますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件3件、予算案件6件、その他の案件4件の計13件となっております。

まず、議案第59号から議案第64号までは、令和3年度補正予算についてであります。

議案第59号は、令和3年度うきは市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,782万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億9,303万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市民税6,513万5,000円、市たばこ税1,650万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金3,308万5,000円、国庫負担金2,619万8,000円、国庫補助金1億6,435万5,000円、財産売払収入1,612万1,000円、雑入4,534万3,000円、市債1,840万円の増額補正と、固定資産税2,539万7,000円、県補助金1,631万5,000円、基金繰入金2億9,415万7,000円の減額補正を計上しております。

歳出の主なものは、民生費では社会福祉費5,918万8,000円、児童福祉費2,654万4,000円、生活保護等対策費1,228万3,000円、衛生費では保健衛生費7,022万1,000円、農林水産業費では林業費1,192万9,000円の増額補正と、総務費では総務管理費1,521万6,000円、商工費では商工費4,656万7,000円、土木費では河川費2,900万円の減額補正を計上いたしております。

議案第60号は、令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,597万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,604万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、県補助金1億2,209万2,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、保険給付費では療養諸費1億394万8,000円、高額療養費1,814万4,000円、諸支出金では償還金及び還付加算金8,456万5,000円の増額補正と、予備費7,910万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第61号は、令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億947万円とするものでございます。

歳入は、雑入98万9,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費2万1,000円、予備費96万8,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第62号は、令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。

議案第63号は、令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてでありま

す。

収益的収入の額に1,116万5,000円を追加し7,924万1,000円とし、収益的支出の額に233万1,000円を追加し6,990万4,000円とするものでございます。並びに資本的支出の額に3万5,000円を追加し1億3,124万9,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業外収益1,116万5,000円の増額補正を計上いたしております。

収益的支出は、営業費用233万1,000円の増額補正を計上いたしております。

資本的支出は、企業債償還金3万5,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第64号は、令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出の額から172万8,000円を減額し13億5,418万4,000円とするものでございます。並びに資本的支出の額から13万8,000円を減額し7億6,717万3,000円とするものでございます。

収益的支出は、営業費用172万8,000円の減額補正を計上いたしております。

資本的支出は、企業債償還金3,000円の増額補正と、建設改良費14万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第65号から議案第68号までは、指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号は、うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定についてであります。

議案第66号は、うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定についてであります。

議案第67号は、うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定についてであります。

議案第68号は、うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定についてであります。

議案第69号は、うきは市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、浮羽地域が過疎地域に指定されたことに伴い、うきは市過疎地域持続的発展計画における産業振興策の1つである固定資産税の免除の根拠として条例を制定するものでございます。

議案第70号は、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、またこの法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日

にそれぞれ交付され、その1つとして子供、未就学児に係る被保険者均等割額を減免することが令和4年4月1日から施行されることに伴い、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第71号は、うきは市ふるさと・まごころ基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

個人によるふるさと納税による寄附と合わせて、企業による企業版ふるさと納税につきましても積立ての対象に加え、うきは市ルネッサンス戦略の基本目標の達成に資する施策に使用できるよう、改正を行うものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（中野 義信君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 令和3年第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、報告をいたします。

1、市立公園に関する調査。

日時、令和3年10月21日（木）。

場所、第1委員会室と市内現地調査。

出席者、総務産業常任委員会6名、住環境建設課3名、議会事務局1名の10名でありました。

調査の要旨、令和2年3月に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、就学前児童と小学生の保護者に対し、ニーズ調査（子育て支援アンケート調査）を実施したところ、「公園や子供の遊園の整備・充実」に対する意見が最も多く挙がっていた。この結果を受けて、庁内では「子育て・少子化対策に係る関係者協議」が行われており、その中で「子育て世代職員による公園整備検討部会」より、子育てに資する市街地の公園整備について提言がな

されたところであります。子育て支援は、近年深刻化する若年層の人口減少に対する重要な施策の1つである。うきは市立公園の現状と課題を把握し、公園や子供遊園の整備・充実につなげるため、現地調査を含めた調査を行いました。

主な内容、市立公園12か所のうち6か所について現地調査をしました。これは後ろに資料をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。

公園管理委託及び利用状況等について、これも資料をつけておりますので、御参照いただきたいと思います。

子育て世代職員による公園整備検討部会による検討の結果、子育てに資する市街地の公園整備について、次のとおり提言がなされております。吉井体育センターグラウンドを整備箇所として検討すること。「芝生広場エリア」と「遊具等のエリア」を一体的に整備すること。吉井体育センターグラウンドでは、敷地面積の制約等により十分な整備ができない場合は、吉井百年公園や藤波ダム公園等既存の公園を含めた候補箇所を改めて選定し、整備を検討すること。

次に、主な質疑、意見、これはお目通しをいただきたいと思います。

最後になりますが、所見としまして、今回12か所ある市立公園のうち古川水辺公園、保木公園、合所ダム公園、藤波ダム公園、城ヶ鼻公園、吉井百年公園の6か所を調査いたしました。きれいに整備された公園もあり、そうでなく、かなりの整備が必要と思われる公園もあり、様々ありました。調査を行った公園はほとんどが市街地から離れたところにあり、車を使わないと行けず、駐車場は狭く、また、併設されていないところもあった。それに進入道路が狭く、危険を感じる所もありました。調査後すぐに感じたことは、一度行ったら二度、三度行ってみたいくなるような公園が幾つあったらどうかということでありました。

委員からの質疑・意見の中にも、見直しや廃止についての意見が多かったようであります。しかし、今はキャンプブームでもあることから、方向転換も1つの方法ではなかろうかと思っております。

今後、これらの公園をどのように維持管理していくのか、早急に検討することを強く要望いたします。そして、市民が安全・安心に利用できて、市民に親しまれる公園にしていきたいと思います。加えて、子育てにも大いに活用できる公園の設置についても必要不可欠だと考えております。

以上、総務産業常任委員会の閉会中の調査事項報告といたします。終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 委員会調査報告書。

令和3年第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

I、自動車学校に関する調査。

1、調査期日、令和3年10月14日（木）。

2、調査場所、うきは市立自動車学校。

3、出席者、厚生文教常任委員会7名、自動車学校長、議会事務局、計9名。

4、調査目的、うきは市立自動車学校は、昭和36年7月に指定自動車教習所として県の公安委員会から承認を受け、各教習を充実させながら、公立として利益追求だけではなく安全運転者の育成にも尽力するとともに、学校や企業等を対象とした各種交通安全講習を実施し、地域の交通安全にも寄与している。コロナ禍の中でも各種教習や講習等が行えるような環境づくり並びに感染症予防対策を実施しているとのことであり、その実態と取組について調査を行った。

5、調査結果、①新型コロナウイルス感染症対策として実施している内容。

感染リスクの高い場所への対応。トイレを和式から洋式、床をタイルから乾式にした上で、手洗い場の蛇口を自動センサー式及び換気機能を強化。

ソーシャルディスタンスの確保。教室やロビーの利用人数の制限、座席指定。

換気対策の強化。教室の窓を常時開放、車の窓を開放して実車教習の実施。

飛沫飛散の対応。受付、教室等へのアクリル板の設置。

実車教習を1人ずつ実施し、1人終了ごとに車両内の消毒実施。

教習・講習終了後の教室内の消毒実施。

在校時間の短縮のため、効果測定における持ち帰り用の問題を作成・配布。

職員のマスク着用及び職員の出勤時に非接触の検温の実施。

校内各所に手洗い、マスク着用等の感染症対策ポスターの掲示。

出入口等に消毒液の設置。

その他、「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン」を守って運営している。

②利用状況、入校者については、普通車が令和元年度360名、令和2年度405名となっており、令和3年度9月末時点での入校者130名は、昨年度9月末時点での入校者127名を上回っている。次に、普通二輪が令和元年度71名、令和2年度60名となっているが、令和3年

度9月末時点での入校者95名が、既に昨年度の入校者60名を上回っている。

また、高齢者講習受講者については、令和元年度1,967名、令和2年度2,843名となっており、令和3年度9月末時点での受講者は1,494名、昨年度9月末時点での受講者1,633名を若干下回る水準で推移しているが、うきは市立自動車学校の規模としては、かなり多い受講者となっている。教習に影響しないよう考慮しつつ、最大限に実施していくとのこと。

甘木自動車学校が移転した影響もあり、入校者・高齢者講習受講者ともに朝倉・甘木地区からの利用割合が大きく増加している。コロナ禍においても、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら運営を行い、利用が増加している。

③今後の対応、「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン」を遵守した運営を継続していく。

次に、主な質疑については、後ほど各自目を通しておいてください。

6、所見、自動車学校のトイレ改修工事をはじめ、「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン」に基づいた新型コロナウイルス感染症対策の実施がされており、感染症拡大の防止を図り、安心な教育環境の確保ができていた。なお、6月1日の西日本新聞によると、「南福岡自動車学校では、学科教習をオンラインで録画配信するシステム「ドンドラオンライン」を開発した。ライブ配信型と違って、受講生は、自宅から好きな時間に学科教習を受けられる。将来的に全国の教習所へ販売を目指す」ということだった。いろいろ課題もあると思うが、実用化された折には当自動車学校でも採用すれば、感染症対策に加え、指導員の業務効率化にもつながるのではないかと思われる。今後も、安心して利用できる環境づくりを、より一層進めてもらいたい。

II、子育て支援施策に関する調査。

1、調査期日、令和3年11月15日（月）。

2、調査場所、うきは市役所301会議室。

3、出席者、厚生文教常任委員会7名、福祉事務所長、子育て支援係長、保育所係長、福祉係長、学校教育課長、学校教育課指導主事、食育・健康対策係長、議会事務局、計15名。

4、調査目的、うきは市の子育て支援施策について、平成27年3月に「子ども・子育て支援新制度」に基づく「うきは市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらに令和2年3月に「あたたかい家庭と地域のふれあいの中で子どもが健やかに育つまち」を実現するため、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画（以下、本計画）」を策定し、令和3年3月には子どもの貧困対策の施策を本計画に盛り込み、さらに子ども・子育て支援に関する施策として、総合的・一体的に進めるために改定を行っていることから、本計画の進捗状況等について調査を行った。

5、調査結果、本計画は6つの行動目標があり、それぞれ行動目標の1「家庭・地域における子育ての支援」、行動目標の2「妊産婦や子どもの健康の確保」、行動目標の3「子どもが健やかに成長する教育環境の整備」、行動目標の4「安全で安心な子育てのまちづくり」、行動目標5「家庭と仕事の両立支援」、行動目標の6「援助を必要とする子どもや家庭への支援」となっている。

本計画における行動目標1から6ごとの施策について、進捗状況の報告を受けた。主な内容及び令和3年度における中間進捗状況として次のことが挙げられる。中間進捗状況としては、以下のとおり表に表しておりますので、これを後ほど各自、目を通してください。

以上の報告の中で、課題として、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策により実施件数や利用者数が低調に終わっており、令和3年度も緊急事態宣言により事業実施が困難な部分もあり、参加者数が伸びていない現状がある。ただ、子育て世代包括支援センターの相談件数は、令和3年度中間実績が多くなっており、コロナ禍で、なお子育て不安に対する相談支援の必要性を感じている。今後も積極的に取組を進めていくとのことであった。

次に、主な質疑及び意見については、後ほど各自、目を通しておいてください。

6、所見、コロナ禍において、事業中止または参加者数の減少等があり、様々な課題が挙げられている。そのような中、子育て世帯包括支援センター等には、緊急事態宣言下による各施設の閉所や利用の制限により、子育て家庭の相談が増大したようである。そこで、相談の必要に応じて個別支援プランの作成や保健・医療・福祉の関係機関との連携調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことができたようだ。

しかしながら、この計画は令和2年度から令和6年度までの5年間なので、これからも各目標とも課題が山積するように予想される。各行動目標の関係機関は連携を密にして、1件の取りこぼしもないように努めていただきたいと思う。

また、テレビや新聞で取り上げられる「ヤングケアラー」の問題や「子どもアドボカシー」——子供の意見に耳を傾け、その権利を守ること、子供を望む人が、いろいろな事情で産むことを諦めずに安心して産み育てられる社会をつくることなどが市の人口増加にもつながり、市の発展にもなると考える。今こそ「子どもは市の宝」を忘れてはならない。

以上、厚生文教常任委員会からの報告とします。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 議案第60号

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案第60号令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井です。よろしくお願いいたします。

補正予算書71ページをお開きください。

議案第60号令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,597万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,604万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年12月3日提出。うきは市長高木典雄。続いて、77ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項2目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金49万2,000円の増額補正でございます。10月20日に医療機関でのマイナンバーカードを使ったオンライン資格確認等システムの本格運用が開始されたことに伴い、マイナンバーカードの健康保険証利用申込みを支援するため、交付申請されていない被保険者に対して案内を送付し、申請を促すための事務費に係る補助金です。この分の歳出予算につきましては、現予算の中で執行することとしております。

78ページになります。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金1億2,209万2,000円の増額補正でございます。医療費の伸びに伴いまして、療養給付費及び高額療養費の増額に対応するため、普通交付金を増額するものでございます。

79ページをお願いします。

6款1項1目1節一般会計繰入金338万9,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免額の一部について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため一般会計からの支出が必要なことから、一般会計繰入金を増額するものでございます。

続いて、81ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金1億394万8,000円の増額補正でございます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが進み、医療費が減少いたしておりました。今年度においては、令和2年度の反動による受診等も影響いたしまして、令和元年度の実績を超える医療費となっております。6か月分の実績から、年間分の療養給付費を算出いたしまして増額をしております。

次に、82ページの2款2項1目一般被保険者高額療養費、18節負担金、補助及び交付金1,814万4,000円の増額補正でございます。高額療養費につきましても、増額の傾向で推移しております。特に高額な医療費の件数が増えておりまして、実績額から1年分を見込んで増額しております。

次に、83ページの8款1項1目一般被保険者保険税還付金、22節償還金、利子及び割引料100万円の増額補正でございます。国民健康保険税の過年度還付分でございます。遡及して国民健康保険を喪失した方に対する還付金になりますが、予算が不足する見込みですので増額をしております。

次に、8款1項3目国庫支出金等返還金、22節償還金、利子及び割引料8,356万5,000円の増額補正でございます。内訳としましては、過年度普通交付金返還金7,872万1,000円、過年度特定健康診査保健指導負担金返還金89万6,000円、過年度災害臨時特例補助金返還金34万3,000円、過年度保険者努力支援交付金返還金328万8,000円、過年度退職分国民健康保険事業費納付金精算金31万7,000円、全て令和2年度分の精算による返還金でございます。

次に、84ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費7,910万1,000円の減額補正でございます。歳入歳出の財源調整によるものです。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、給与等に関しましての説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしくお願いいたします。

補正予算書の85ページを御覧ください。人件費の補正について説明させていただきます。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、給与費、退職手当組合負担金、共済費のそれぞれの項目について、いずれも人事異動等により減額するものでございます。給料で61万8,000円、職員手当が43万5,000円、退職手当組合負担金で12万4,000円、共済費で40万6,000円、合計で158万3,000円の減額でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 77ページですね。先ほど説明があったとおりでございます。今度マイナンバーカードにこの社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、社会保険等に、マイナンバーカードに付与すれば、7,500ポイントが付与すると。そうすると、マイナンバー新規者に5,000ポイント、それから、口座をまたすれば7,500ポイントということで、かなり窓口が大変かなというふうに感じております。この体制はどうなっておるのか。そこの受入れ体制は。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） マイナンバーカードの交付、申請等の事務での対応でございますけれども、現在、補助の対象になります補助金のほうがございますので、それに基づいて会計年度任用職員を採用させていただいております。その職員と会計年度任用職員において、その体制を取って、現在、交付申請、そして実際の交付並びに今回、国の補正予算で上がっております議員が言われましたポイントに関してのマイナンバーカードとのひもづけ等につきましても、必要な方につきましては、その窓口のほうで案内をしておる状況でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 12月6日から国会が開かれますよね。そこで決まるでしょうけれども、これが正式にポイントが付与されることが決まれば、相当な新規をはじめ、今、取得されてある方も1万5,000ポイントですか。新規者は2万ポイントでございますので、かなりの人が訪れるというふうに考えられます。そうなったときに本当に今の体制でできるのかを心配しているわけですね。だから、かなり窓口が混雑するのではないかという懸念を持っておりますので、その辺を十分対応できるようにしていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

1点目は、今の議員と同じ77ページですが、医療機関にはマイナンバーを利用するということですが、現状そういう読み取りの機械といますか。それがうきは市の医療機関何か所のうち、何か所設置されているのか。また、その利用件数等が分かれば教えていただきたいと思います。

2点目、79ページで、一般会計繰入金で、新型コロナ等々の保険料が減免されたためということでしたが、これは何人分に該当するのかお尋ねします。

それから3点目が82ページ、高額療養費の件で、高額療養者が増えたということですが、これはどのような病気といますか、そういうのが主に増えたかが分かれば教えていただき

たいと思います。

それから83ページ、3目の22節、一番上に過年度普通交付金返還金で7,800万とありますが、これは毎年このような金額であったのか。それとも昨年度、コロナの影響があったのかどうか。

以上、4点、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） マイナンバーを使いまして、医療機関のほうで保険証の代わりということで使うこと、可能になりましたけれども、市内の医療機関につきましては、今、厚生労働省のホームページのほうで随時更新をされながら、その医療機関、薬局等につきまして公開されておる状況でございますが、それを確認しますと、市内では医療機関が1軒ということになってございます。

それと、高額療養費に関しましては、病名までは把握をしてございません。それで、特に高額である、仮に200万円以上のレセプト等の件数で申し上げますと、令和2年度が1年間に54件あったものが、本年度におきましては既に50件ということで、非常に高額な医療が今年度は増えておる状況でございます。

それと、コロナ減免の関係の件数等でございますけれども、令和3年度におきましては、今、22件の減免件数でございます。減免額の合計につきましては339万5,700円でございます。

普通交付金の返還金でございますけれども、特に今年度につきましては、令和2年度の医療費のほうを受診控え等におきましてかなり減ってございますので、今年度は特に大きな金額になってございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点目の医療機関のマイナンバー読み取り機と申しますか、それが1か所ということですが、すみません、市内の医療機関は何か所あって、その1か所で何名が使われたかというのは分かるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市内の医療機関の件数につきましては、今、手元に資料がございませんので、今はちょっと分かりません。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 77ページかな、マイナンバーのことが出てますが、大体普及

率というか、それ、分かりますか。普及率、全国、県、それにうきは市、分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） うきは市におきましては、10月末現在で35.05%でございます。全国の数字と福岡県内の数字につきましては、現在、資料を持ち合わせておりませんが、うきは市が少し、若干ですけれども平均よりも低いということでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 1点お尋ねいたします。

繰入額についてですけれども、ちょっと分からなかったのを教えてほしいということになるのかもしれませんが。この金額は、さっきの説明では減免額に対するものということですが、国の補助は全額——10分の10なのか確認をしたいというのが1点と。

それともう一つ、今、お話になってた税番号システムのところでですけれども、これは国保のところでのマイナンバー作成推進のためということなわけで、国保のほうで推進のための役割って何をするのかどうか、ちょっと確認をしたいんですけど。

それと併せて、設置するのは専用器具が要るんだろうと思うんですね、病院の。それに対する補助って出てるのかどうか、ちょっと確認します。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 繰入額につきましては、減免の10分の4の部分につきましては、特別交付税等で補填をされるようになっておりますけれども、減免額の10分の6に当たる部分について、繰入れをするという形にしております。

システムの部分でございますけれども、特にシステムにつきましては、医療機関のほうには顔写真付きのカードリーダーという装置が必要になってまいります。また、さらにその医療機関の内部でのいろいろなシステムを導入されておりますので、そういったところが、実際、改修工事が必要になるということを知っております。

顔写真付きのカード読み取り装置につきましては、無償で配布があつておるということは聞いておりますけれども、内部のシステムの改修のほうはかなり費用がかかるということで、それに対する補助金等につきましては、今のところ私は把握をしておりません。

すみません、もう一点は何でございましたか。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） まず繰入金については、ということは、法定外になるのか、これ

は。ちょっとよく分からないので、認識を改めて確認しときたいと思います。法定外の振込になるのかどうかというのを確認したい。

それとあとマイナンバーカードですけど、ホームページで公開されて市内で1件ということで、そのための施策というのが、歳入のところでは国庫補助金ということでされているわけですけど、歳出のところ、それが具体的に事業として、どれに当たるのかな。それがちょっとよく分からない。だから国保事業として、このマイナンバーカードをどうしようとするのか。推進するとさっきおっしゃったんですけど、推進するための予算ってちょっとよく分からなかったので確認したつもりですけど、そのことについてお答えいただければありがたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 1点目の繰入れに関しましては、法定外の繰入れということになります。今回の国保税の減免措置に基づく繰入れに関しましては、決算の法定目的の繰入れとは異なりますので、ペナルティー等は課せられないというふうに考えております。

それと、マイナンバーの推進ということで、説明不足でございましたけれども、歳出のほうにつきましては、現予算の中で執行してまいりますけれども、特に交付申請書のほうを作成をいたしまして、交付申請書とマイナンバーを医療証として使用する場合の登録の方法とかの案内を、それぞれまだ登録等を行っておられない方に送付するというので、内容的には5,000件の通信運搬費と印刷製本費を現予算の中で執行してまいりたいと考えております。

それと、マイナンバーカードの交付の推進ということですが、大きくはやはり国民健康保険証として利用できるというところで、国のほうも推進の補助金等の制度を準備しておりますので、そういう目的で使用させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 私のほうから1点、補足をさせていただきます。

先ほど一般会計からの繰入れの分、338万9,000円の分でございますが、この分の10分の6の分は、コロナの交付金を充当させていただくということで対応をさせていただいてるところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は可決することに決しました。

日程第8. 議案第61号

○議長（中野 義信君） 日程第8、議案第61号令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井です。よろしくお願いいたします。

補正予算書、87ページをお開きください。

議案第61号令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億947万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、93ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款4項1目1節雑入98万9,000円の増額補正でございます。福岡県後期高齢者医療広域連合の令和2年度決算に伴います事務費負担金の返還金でございます。

続いて、95ページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項1目予備費96万8,000円の増額補正でございます。歳入歳出の財源調整によるものです。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、給与等に関しましての説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、補正予算書の96ページを御覧ください。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、人事異動等に対しまして、共済費2万1,000円が増額となっております。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は可決することに決しました。

日程第9 議案第62号

○議長（中野 義信君） 日程第9、議案第62号令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の97ページをお願いいたします。

議案第62号令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、103ページをお願いいたします。

2款1項1目予備費に104万2,000円の増額補正を計上いたしております。これは、人件費の減額分に対する調整分となっております。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 次に、給与等に関して説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 続きまして、補正予算書の104ページを御覧ください。

一般職のうちの会計年度任用職員以外の職員につきまして、給料、それから職員手当につきまして減額でございます。給料が77万5,000円、それから職員手当が26万7,000円の減額でございます。今年度当初、昨年度に退職した職員分の補充を予定しておりましたが、12月以降に遅れることになりましたため、これを考慮しまして減額しております。

説明については以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は可決することに決しました。

日程第10、議案第63号

○議長（中野 義信君） 日程第10、議案第63号令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の105ページ目をお開きください。

議案第63号令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和3年度うきは市簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第1款水道事業収益、補正予定額1,116万5,000円、計7,924万1,000円。第2項営業外収益、補正予定額1,116万5,000円、計6,997万5,000円。

支出の部、第2款水道事業費用、補正予定額233万1,000円、計6,990万4,000円。第1項営業費用、補正予定額233万1,000円、計5,831万9,000円。

106ページ目をお開きください。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額614万9,000円は、引継金23万3,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額591万6,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部、第4款資本的支出、補正予定額3万5,000円、計1億3,124万9,000円。第2項企業債償還金、補正予定額3万5,000円、計510万6,000円。

債務負担行為。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水質検査手数料。期間、令和3年度から令和4年度まで。限度額182万4,000円。令和3年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

第4条に記載しております水質検査手数料の債務負担行為につきましては、4月に実施する水質検査が、4月に入ってから発注を行うと契約が遅れ、4月中に実施できない可能性がありますので、確実に4月に水質検査を行うことができるように債務負担行為を行い、前年度の3月末に契約手続に着手するということをございます。

続きまして、107ページ目をお開きください。補正予算の実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入の部でございます。

1款2項、雑収益116万5,000円の増額です。今年8月の豪雨災害によりまして、小石原川ダムの管理施設が被災した分の災害復旧事業に係る国庫補助金の収入額になります。

1 款 2 項 6 目消費税及び地方消費税還付金 1,000 万円の増額です。令和 3 年度分として支払う消費税等の還付金を見込額として計上しております。

続きまして、支出の部。

2 款 1 項 2 目総係費 233 万 1,000 円の増額です。同じく今年 8 月の豪雨災害により、小石原川ダムの管理施設が被災した分の災害復旧事業に係る利水者負担分になります。

108 ページ目をお開きください。

資本的収入及び支出の支出の部でございます。

4 款 2 項 1 目企業債償還金 3 万 5,000 円の増額です。償還額の確定により、増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4 番、竹永議員。

○議員（4 番 竹永 茂美君） よく分かりませんので、お尋ねいたします。

105 ページから 106 ページにかけての件なのですが、例えば第 1 款の水道事業収益で、補正予定額が 1,116 万 5,000 円と書いてあり、第 2 項に営業外収益が同額計上されていますが、これは第 1 款の水道事業収益の中のうちの第 2 項営業外収益が、この金額というような理解でよろしいのか。

また、その下の水道事業費用のほうも、補正予定額が第 2 款と第 1 項がなってますので、そのような理解でいいのか。

そして、106 ページの第 3 条の支出についても、補正予定額が 3 万 5,000 円と同額になっておりますが、この中のうち、資本的支出のうち第 2 項の企業債償還金というふうな理解でよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 竹永議員、今、おっしゃられたとおりの御理解でよろしいかと思えます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2 番、組坂議員。

○議員（2 番 組坂 公明君） ちょっと分からないところ、今回はダムの災害復旧ということで補正予算が上がっておりますけど、どこまでをダムと言うのか。図面頂いたんですけど、川の上流部、ダムの上流部ということで説明は受けたと思うんですが、上流はどこまでがダムであって川なのか。そこのところがはっきり分からないというのが 1 点と。

今回は利水者のほうに 233 万円ということで、半分が国のほうから補助ということで、これ、利水以外にあのダムはなかったのか。そういったところにも災害復旧費が要求されるのかを教え

ていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） 水資源対策室、瀧内でございます。小石原川関連、水資源対策室のほうで担当させていただいてますので、私のほうから説明させていただきます。

まず、組坂議員御質問の1点目、どこまでがダムかというところでございます。口で御説明するのが難しいので、ダムの図面がございますので、後ほど提出させていただければと思います。

2点目が、利水者のほかにも支払いをする機関があるかという御質問でございます。小石原川ダムのほうが治水と水道用水と大きく2つございまして、治水のほうは国のほうなんですけれども、国のほうも88%の負担をするようになっております。水道用水のほうが12%でございます。県南水道企業団とうきは市ということで、水量に応じて案分するというところでございます。以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） よく分からないんですけど、うちの管内の合所ダムやったら、水としては福岡のほう行ってると思うんですけど、農業用水路としても使いよる。そういった場合にダムが壊れたと。一部破損した、改修が必要ということになると、なら、水を飲料水で使うこと併せて農業のところも関係してくるやろうと考えていいのかを教えてくださいたいということで伺ったところでございます。

○議長（中野 義信君） 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 宏治君） 詳しく合所のところがどうなってるかまでは、はっきりとは認識はできておりませんが、先ほどと同じ繰り返しになりますけれども、小石原川については、その機能の治水と水道用水がございますので、その持ち分に応じて負担をするということでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） じゃあ、大きく2点お伺いしたいと思います。

1点は市長のほうにお答えいただきたいんですが、簡易水道の関係ですね。上水道の課題にも関わってきますが、住環境建設課が今まで担当していらっしゃいますけど、水資源対策室との、それは協働でやればいいんでしょうけど。どうも私も引かかるのが、機構改革までせろということに及ぶかもしれませんが、いっそ水資源対策室のほうが、この簡易水道、それから上水道の問題も今から大きな課題にありますけど、その辺をどうお考えなのか、ひとつやっぱり所管を明確に責任をしたほうがいいんじゃないかというのが1点です。

それからもう一つは、村岡課長にお聞きしたいんですけども、これは当初予算をもってして、補正予算、これがいわゆる自治体会計の一般会計からすると条建てで書式が、補正の要点が

全て条建てで記載されてますね。それで今回補正で見ると、また条の内容ががらっと変わってきます。意味はわかりますかね。だから、私の思いではもう、当初予算のそれぞれの規定については、内容についてはもう、固定して、その改正だけを扱うような、これが本当の公会計の在り方だろうと思うんですけど、例えば今度、債務負担行為が生まれましたですよ。第4条で。

だから、この当初予算と補正予算の書式が重なったんなら、そこだけ改正していきゃいいんですけど、全く条建てが、条が変わってきますもんですから、どうも私は、当初予算に補正予算の内容を全て転記して分かるようにしています。ですから、ちょっと書きにくいし、この辺は公会計でもこうなっているとえばそれまでの話ですけど、そういうことをちょっとお尋ねさせてください。

そして、債務負担行為ですね。水質検査、4月に間に合わんから、今、債務負担行為で上げて令和4年までということですけど、これは今年度に限る内容だという認識するのは、水質検査は毎年せないかんとでしょう。それをあえて債務負担行為で上げないかんのかなという思いがしましたもんですから、その辺の説明をまずもってお願いをしたいと思います。2点、よろしくお願ひします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 第1点目については、私のほうから答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず前提条件として、今、簡易水道の議論をしていただいているんですが、もともと上水道の取組の一環として水源——我々、小石原川ダムに参画をして結局完成しましたので、小石原川ダムの水の使用する権利、利水権と私は言ってます。水利権とは別ですね。利水を、権利を取得しました。その対価が、本来ならば24億円かかるところを、担当職員の懸命な勉強、そしていろんな団体との調整の結果、幾つも私どもにとっては財政的なメリットといたしますか。まずは国、厚生労働省から2分の1の補助金を取って、それが半減したこと。そして、本来ならば半減ですから、12億円を一気にうきは市の単費で払わなくてはいけないところを、いろいろ県のほうに調整とかして、これを簡易水道で取り扱うことで、その12億円の元利償還金を普通交付税で、たしか55%キャッシュバックできるという話。

それから、村岡課長のほうから説明があったと思うんですが、この消費税の還付ですね。今回も1,000万円の還付を上げてますが、これは、還付金が戻るのは令和4年度、来年度です。しかし、これが発生主義で企業会計になりましたので、戻ってくるという発生が、この年度に事実としてありましたので、この1,000万円という計上をしています。

それと同じように、今年既に1億円近いお金が、還付が出てきています。それは前年度の令和2年度の発生主義で上げてたかと思ひますが、何を言いたいかと言うと、この簡易水道に入るこ

とによって10%分の消費税も戻ってくるようになったということで、懸命の職員のいろんな勉強の結果、こういうことになって、簡易水道で今、会計をしているということでもあります。

そういう中で、議員指摘のように、簡易水道はもともと住環境建設課、上水道の取組は水資源対策室ということで所管が分かれています。ここを1つにしたらという御指摘であります。確かに御指摘についてはしっかり受け止めて、今後考えていきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 続きまして、当初予算と補正予算のときの条のずれと申しますか。恐らく当初予算のときは、第1条からずっと順番にあって、補正予算のときも同じように第1条から順々にあると。そういったときに、当初予算の条とちょっと違いが出てくるところだろうと思います。

こちらにつきましては、公営企業会計をやっていく中で、補正予算のときもそのたびにこういった形で第1条から設定するような形になっているのであろうと思っております。すみません。こちらにつきましては、ほかの自治体の状況等も含めまして、そこも確認させていただいて、そういったのが可能であれば、そこはもう一度考えたいと思います。

それと、最後に水質検査の分でございます。こちらの水質検査の債務負担行為につきましては、毎年発生するものでございます。基本的には、今回の分で行きますと令和3年度から4年度までということで、令和4年の4月1日から取りかかりたいというところでございますので、その前の令和3年度の3月から手続に入るといような形を予定しております。そういった形で、令和3年度の時点から予算額が確定しておかないといけないというところもございまして、債務負担行為を組むものでございます。

あとは、もう年度当初から分かっていることでもありますので、最初から債務負担行為を組んでおくというパターンもあるかと思いますが、1つ限度額の額の設定のほうは年度途中にならないと分からないところもあって、こういった形で、昨年度も12月議会のほうで債務負担行為をさせてもらったというところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 市長から1つ、検討もしていただけるということでもございますが、責任の主体を明確にされたほうがいいんじゃないかというふうに思います。本人たちの受ける立場の思いもありましょからですね。大変な仕事になりますでしょうけど、そういう上水道の問題が今後どうなっていくのか、非常に大きな問題でありますけど、協力体制はいいんですけど、責任の主体だけははっきりなさを、ぜひ提案、提言をしておきたいと思えます。

それから村岡課長、この債務負担行為は、今年度と来年度にまたがるから債務負担行為を起こしてるけど、そもそも今回だけは理解できますけどね、あとは要らんとやないですか。もう、金額が大体分かれば。そういうふうな思いで感じましたので発言をさせていただいておりますので、その辺、確認をして終わります。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 企画財政課、山崎でございます。

債務負担行為の考え方でございます。毎年やっているからということで、それで免除できるというものじゃなくて、債務負担行為を設定するのは、4月の前に入札とかの、そういった行為を行う、契約等の手続をするために債務負担行為を設定しなければいけないという法的な部分がございますので、そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私のほうから、これ、全般にわたる問題ですので、しっかり御説明をしていきたいと思っております。

この簡易水道だけではなくて全体的に共通、簡易水道だからこういうやり方じゃなくて、全ての契約がこういうことです。私もかなり、市長に就任したとき、よく分からなかったんですが、契約行為というのは、例えば契約を締結しますですね。契約締結するときには、その裏づけとして予算が必要ですが、ただ、契約の行為は、契約前の準備行為、例えば入札指名をしますとか、一般競争しますという公告をやる。これも契約行為の事前準備行為なんです。これが国の財政、会計法とか財政法という法律があるんですが、国はこれが必ずしも予算の裏づけがなくてもいいと、準備行為は、少なくとも契約締結のときに予算がついてないといけないというパターンです。

それに対して、地方財政というのは、結局これすら予算の裏づけを求めるということになるんですね。いつも議論になるのは、新年度の4月1日から、もう零時から契約を締結するというか、契約が発動する行為がいっぱいあります。こういうところは、国についてはぎりぎりの前年度までは予算の裏づけ必要なくて、この4月1日の零時から予算の裏づけがあれば大丈夫ということなんです。地方財政法は、これが認められてないもので、したがって、契約そのものは4月1日なんです。前年度から予算の裏づけをいただいて、指名競争であったり、一般競争の公告とか、そういう準備行為をさせていただくために負担行為を設置していると、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。3回目。

○議員（10番 江藤 芳光君） 3回目になります。山崎企画財政課長の言う制度そのものは理解してつもりです。ただ、この水質検査という内容そのものからして、例えば、今年度は予算化していないので、今は金額が分かってきたからということだから、来年の4月からスタートす

るのに、もう債務負担行為を起こさないかんと思っているということですよ。

ただ、私が言いたいのは水質検査というならば、もう、当初予算に折り込んで毎年していくもんじゃないですかというお尋ねしてるんですよ。制度はまあまあ理解してるんですけどね。その辺がちょっと理解ができてなかったから、それが今、市長がおっしゃるように、債務負担行為も契約年度から入りますね。5年のあれなら6年間のスパンになるんですけど、それは分かるんですけど、水質検査という内容の概念が分からないから、なぜ債務負担行為を起こさないかんような、この検査の手数料がそういう制度に、債務負担行為というものをやらにゃいかんのか分からないからお尋ねしたんですよ。

そういうことで、また詳しいことは後でお聞きしますが、そういうことでお願いします。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は可決することに決しました。

ここで、暫時休憩します。11時より再開します。

午前10時45分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

日程第11. 議案第64号

○議長（中野 義信君） 日程第11、議案第64号令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算

(第3号)を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長(村岡 薫君) それでは、補正予算書の109ページ目をお開きください。

議案第64号令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算(第3号)。

総則。

第1条、令和3年度うきは市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部、第2款下水道事業費用、補正予定額マイナス172万8,000円、計13億5,418万4,000円。第1項営業費用、補正予定額マイナス172万8,000円、計11億2,663万8,000円。

110ページ目をお開きください。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、補正予算(第2号)第3条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額5億9,949万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,279万8,000円、減債積立金6,740万5,000円、当該年度分損益勘定留保資金3億8,804万6,000円、当年度利益剰余金処分額1億3,125万円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の部、第4款下水道事業資本的支出、補正予定額マイナス13万8,000円、計7億6,717万3,000円。第1項建設改良費、補正予定額マイナス14万1,000円、計1億7,370万8,000円。第2項企業債償還金、補正予定額3,000円、計5億8,236万5,000円。

債務負担行為。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水質検査手数料。期間、令和3年度から令和4年度まで。限度額495万1,000円。

事項、薬品費。期間、令和3年度から令和4年度まで。限度額1,057万8,000円。令和3年12月3日提出。うきは市長高木典雄。

第4条に記載しております水質検査手数料及び薬品費の債務負担行為につきましては、簡易水道事業と同様の趣旨で、4月から水質検査及び薬品の使用を行うことができるように、債務負担行為を行うものでございます。

111ページ目をお開きください。補正予算の実施計画書でございます。

収益的収入及び支出の支出の部、2款1項、総係費172万8,000円の減額です。人事異動の関係で、職員給与に係る予算を減額するものです。

112ページ目をお開きください。

支出の部、4款1項1目管路建設改良費14万1,000円の減額です。同じく人事異動の関係で、職員給与に関わる予算を減額するものでございます。

2項1目建設改良費等財源充当企業債償還金3,000円の増額です。償還額の確定により増額するものです。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 次に、給与等に関しまして、説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 今の説明と重複するところございますけれども、補正予算書の113ページを御覧ください。人件費の補正について説明させていただきます。

会計年度任用職員以外の職員につきまして、給料が19万3,000円、手当が94万6,000円、法定福利費が39万1,000円の減額でございます。人事異動等によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点だけお尋ねいたします。

113ページに米印で期末勤勉手当及び法定福利費云々という形で書かれておりますし、今日提案がありました、それぞれの給与明細書の多くが人事異動等に伴うものということで、追加説明があるわけですが、それぞれの給与明細書の一番右端に備考欄があるので、それは、例えば、これは104ページであれば職員補充の遅れのための減額とか、あるいは職員異動のためとか、そういうせつかく備考欄があるんですが、そこはそういうふうを書くわけにはいかないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長、答弁。

○総務課長（吉松 浩君） 今お尋ねの部分につきまして、例えば予算書の104ページで見ますと、給与費の明細書の中に一番右側に備考欄があるが、ここに異動の明細が書けないかという御質問だと思います。単純に、例えば人事異動によるもの等ということで、単純な要素だけに限れば、そういったものも書けるかと思いますが、他方のいろんな方面の要素によりまして金額が移動する場合というのが、この枠の中に収まらない可能性も出てまいるかと思いますが、そういった部分については、大変申し訳ないですが、口頭での御説明に代えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっと軽易なことで申し訳ございません。111ページ、収益的収入及び支出の説明の総係費の給料が給与というふうな表現になっておりますので、これは訂正すべきだと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 江藤議員御指摘のとおり、給与でなく給料のほうの間違いでございましたので、修正して後日提出したいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第70号

○議長（中野 義信君） 日程第12、議案第70号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井です。よろしくお願いたします。

議案書8ページをお開きください。

議案第70号うきは市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本年6月11日、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されまして、地方税法の一部が改正されました。また、9月10日に法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、うきは市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

国では、令和2年12月に閣議決定されました全世代対応型社会保障改革の方針について等を踏まえまして、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するため、所要の改正を行いました。その中の1つとして、国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額の10分の5を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設するため、地方税法等の改正が行われました。

9ページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正内容の説明につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、地方税法の改正に伴う改正分と条例準則に基づき文言の整理等の規定の整備を行っております。改正箇所の下線部分を説明いたします。

最初に介護納付金課税額に関する条文になりますけれども、第2条第4項中「所得割額及び被保険者均等割額」中、「並びに」を「及び」に改めて規定の整備をしております。

次に、第3条、第4条、第5条の2の見出しに、それぞれ医療分の課税を示す「基礎課税額の」を加えて、後期高齢者支援金等課税額、介護給付金課税額との区別の明確化を図っております。

次に、2ページにかけての第5条の2第1項中「第23条」を「第23条第1項」に改めております。これは、今回の改正により、第23条第2項を加えたことによるものです。

次に、第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」の箇所を削除しております。これにつきましては、次に続きます「基礎控除後の総所得金額等」の文言の定義規定に含まれておりますので、規定を整備しております。

次に、第13条中「同条」を「その減額後」に改めております。これは、今回の改正で未就学児均等割額の減額規定として、第23条第2項を加えたことによるものです。

次に、第23条第1項中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改めております。この条項は、被保険者均等割額、世帯平等割額の7割、5割、2割の軽減、減額を規定しております。今回の改正により、地方税法第703条の5第2項が加えられましたので、改めております。また同項中、4ページにかけまして医療分の課税額を示す「基礎課税額の」を加えた箇所が6か所ございますが、さきに説明いたしましたとおり、後期高齢者支援分と介護納付金分の

区別の明確化を図ったものでございます。

次に、4ページの第23条第2項が、今回の法改正により加えた主要な条項でございます。第2項の前段では、減額の対象となります被保険者を「6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児」と定義をいたしまして、後段のほうでは、第1項で規定しております7割、5割、2割軽減後の均等割額について、減額をすることを規定しております。

第1号については、医療分の基礎課税額の被保険者均等割2万7,000円に対しまして減額措置を規定しております。アは第1項の規定により、7割の減額に相当する未就学児について、残りの3割の10分の5を減額し、実質8.5割に当たります2万2,950円を減額することを規定しております。

イでは、第1項の規定により、5割の減額に該当する世帯の未就学児について、残る5割の10分の5を減額し、実質7.5割に当たります2万250円の減額をすることを規定しております。

ウでは、第1項の規定により、2割の減額に該当する世帯の未就学児について、残る8割の10分の5を減額し、実質6割に当たる1万6,200円を減額することを規定しております。

エでは、第1項の減額規定に該当しない世帯の未就学児につきましては2万7,000円の10分の5の1万3,500円を減額することを規定しております。

第2号については、後期高齢者支援分課税額の被保険者均等割額8,000円に対しての減額措置を規定しており、第1号と同様に、アは、第1項の規定により、7割の減額に該当する世帯の未就学児について、残りの3割の10分の5を減額し、実質8.5割に当たる6,800円を減額することを規定しております。

イでは、第1項の規定により、5割の減額に該当する世帯の未就学児について、残る5割の10分の5を減額し、実質7.5割に当たる6,000円を減額することを規定しております。

ウでは、第1項の規定により、2割の減額に該当する世帯の未就学児について、残る8割の10分の5を減額し、実質6割に当たります4,800円を減額することを規定しております。

エでは、第1項の減額規定に該当しない世帯の未就学児について8,000円の10分の5、4,000円を減額することを規定しております。

次に、第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ」の次に「及び」を加えております。減額規定の第23条第2項を加えたこと及び規定の整備を行っております。

次に、附則第2項以降中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改めております。これは減額規定の第23条第2項を加えたこと、地

方税法第703条の5第2項が加えられたことによる規定の整備でございます。

施行期日は、今回の地方税法改正による改正部分については令和4年4月1日です。

また、今回の改正に伴います財源につきましては、減額した額の総額を一般会計から国保特別会計へ繰り入れることとし、財政負担については、国は繰入金の2分の1に相当する額、県が4分の1に相当する額、市が4分の1に相当する額を負担することになります。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） いずれにしても、今回の改定は前進したというふうに思いますので異論はございませんけれども、ちょっと確認だけさせてください。

1つは、令和3年度、今年状況または、あるいは令和2年度でも結構ですけども、未就学児の対象者の数等が分かれば、細かくはいいですけど、大体どのくらいなのか。実態は均等割を減免されている方が結構、令和2年度の実績でも57%くらい的人数が国保加入者の中であると思えますけれども、そういう点の中で、未就学児が対象になるということでのどのくらい的人数になるのかということと、それと、どのくらいの金額がうきは市として一般会計から繰り入れる予定なのか、その辺の確認をしたいと思えます。お願いします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 今回の改正によりまして、未就学児均等割減額の対象となります人数と減額の合計額というところで試算をいたしております。本年9月末現在で、未就学児被保険者数159人ということで、このうち7割、5割、2割軽減分を含めまして、均等割額で合計で408万4,500円でございます。今回の10分の5減額措置分が半分の204万2,250円になります。この200万円の市の負担分が4分の1ということになりますので、51万562円が試算では、その金額を負担するということになってございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 分かりました。そこで改めて確認しますけれども、均等割については、各自治体によって金額が保険税ということで異なっているわけですね。そういう意味で、今回の改定に当たって、うきは市として、これ自体を今後どういう方向で考えてるかとか、対象児童が6歳未満ということになるわけですけども、本来だったら子ども医療費と似たような形になるんだろうと思うんですけども、そういう意味で、それぞれの児童・生徒や18歳未満とかいったところでの検討は今後されないのかどうか。その辺のところをちょっと確認したいと思えます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 今回の改正につきましては、法改正に基づきまして改正をしたものでございます。今後は、そういった国等の法改正に基づいた形で進めていくこととしておりますけれども、現段階では、特に未就学児以上の方のそういった軽減措置というのは、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今、うきは市の財政上の負担は4分の1ということで、先ほど50万円をちょっと超えるかな、51万円か、ですね。というふうに伺いました。そういう意味では、それ以降の児童・生徒について、国保に加入している方でこの辺の人数が把握されてるのかどうか、最後、確認して、ぜひできれば、今後、応能負担ではない部分になりますので、そういう意味では、国保税の中でも非常に特異な制度の分野になるので、その辺のところも含めて、ぜひ検討してほしいなということを要望したいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 児童・生徒の被保険者数に関しましては、今、資料がございませんので申し上げることはできませんけれども、御指摘の部分につきましては、しっかりお受けしたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけ要望でございます。

これ、今回の条例の一部改正する条例ということで、この間の全協で資料を頂いて説明も受けたんですけど、非常に分かりにくいって思いませんか。もう少し絵を描いたり、こうなるんですよ。こういったふうに減額、国保の世帯のこういったところが減額というのが資料として出していただければ、そのまま国の法律が改正されたから、それに伴う条例の改正ですって部分的に説明されても、どこがどげん国が変わったのか、こういった方針でこげん変わったという、何かそういった分かりやすい資料を今後出していただかんと質問もできないんですよ。

全協のときも、議会に提案しますので事前にというのもできませんから、できましたなら要望として、そういった資料を御検討いただきたいと。分かりやすい、最終的には市民が分からんといかんとやろうから、非常にこういったのはえらい分かりにくい文言になってますから、それをもう少し分かりやすいような資料を作っていただきたいというのが1つと。

課長のほうが今、全世代対応型社会保障改革の方針を踏まえて、その1つとしてということで説明されましたけど、ほか何があるとやろうかと思うんですよね。その1つとして、今回この条例が改正されるとなると、そういったところというのは、全然、市民には関係ないところなのか、そこら辺だけを教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 御指摘をいただきました説明の関係につきましては、分かりやすい説明を心がけておりますけれども、さらに検討してまいりたいと思っております。

全世代対応型の社会保障制度の部分につきましては、その他の改正の概要でございますけれども、例えば、後期高齢者医療における窓口負担割の見直しでありますとか、傷病手当金の給付期間の通算化ということで、その中身を通算化するというふうな内容でありますとか、任意継続被保険者制度の見直しでありますとか、子ども・子育て支援の拡充に係ります内容につきましては、育児休業中の保険料の免除要件の見直しがあったりとか、また、その中の今回の国保の改正ということがございますし、あと、生涯現役で活躍できる社会づくりの推進というふうなところでは、保健事業に係る健診情報等の活用の推進というふうな内容の改正等が行われておるようでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今の組坂議員との関連もあるんですが、このことはどのような形で市民のほうへ広報されると考えてあるのか。

それから、この条例が制定されれば、例えばの話ですが、自動天引きされている人について言えば、その自動天引きの額が減りますよ。あるいは、直接納付してある方については、納付する額が減りますよみたいな感じの広報とか手続はどのように考えてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 御指摘であります市民の皆さんへの周知につきましては、今後しっかり考えてまいりたいと思っております。

最初の全世代対応型の社会保障制度云々ということの改正部分ですけれども、その改正の関係で該当しました国民健康保険税の均等割額の減免が私どもの所管でありますので、そういった所管するところの部分について改正を行ったところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） すみません、理解が——よく分かりませんでしたけど、例えば9ページの（1）で、未就学児童につき、例えば、第1号アに規定する金額を減額した世帯には

2万2,950円を、これをどうされるんですか。国民健康保険税を払ってして、この(1)の
アに該当するところは2万2,950円を減額するのか、この中の一部を減額するのか。また、
国民健康保険ではない社会保険の人に対しては、これは該当しないという理解でいいんですか。

○議長(中野 義信君) 市民生活課長。

○市民生活課長(石井 良忠君) これに関しましては、国民健康保険の加入者に限られます。社
会保険については、関係はございません。

先ほどの御質問の均等割額の減免額に関しましては、均等割額の基本が2万7,000円、医
療分であればですね。その分の先ほど言いました、既に7割の軽減がされてある世帯の中に未就
学児がおられた場合には、アの金額になるということでございます。

以上です。

○議長(中野 義信君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま
した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中野 義信君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は可決することに決し
ました。

○議長(中野 義信君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日12月4日から12月5日までは休会とし、12月6日、本会議を開き、一
般質問を行います。

以上です。本日はこれで散会します。

○事務局長(高瀬 将嗣君) 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時35分散会
